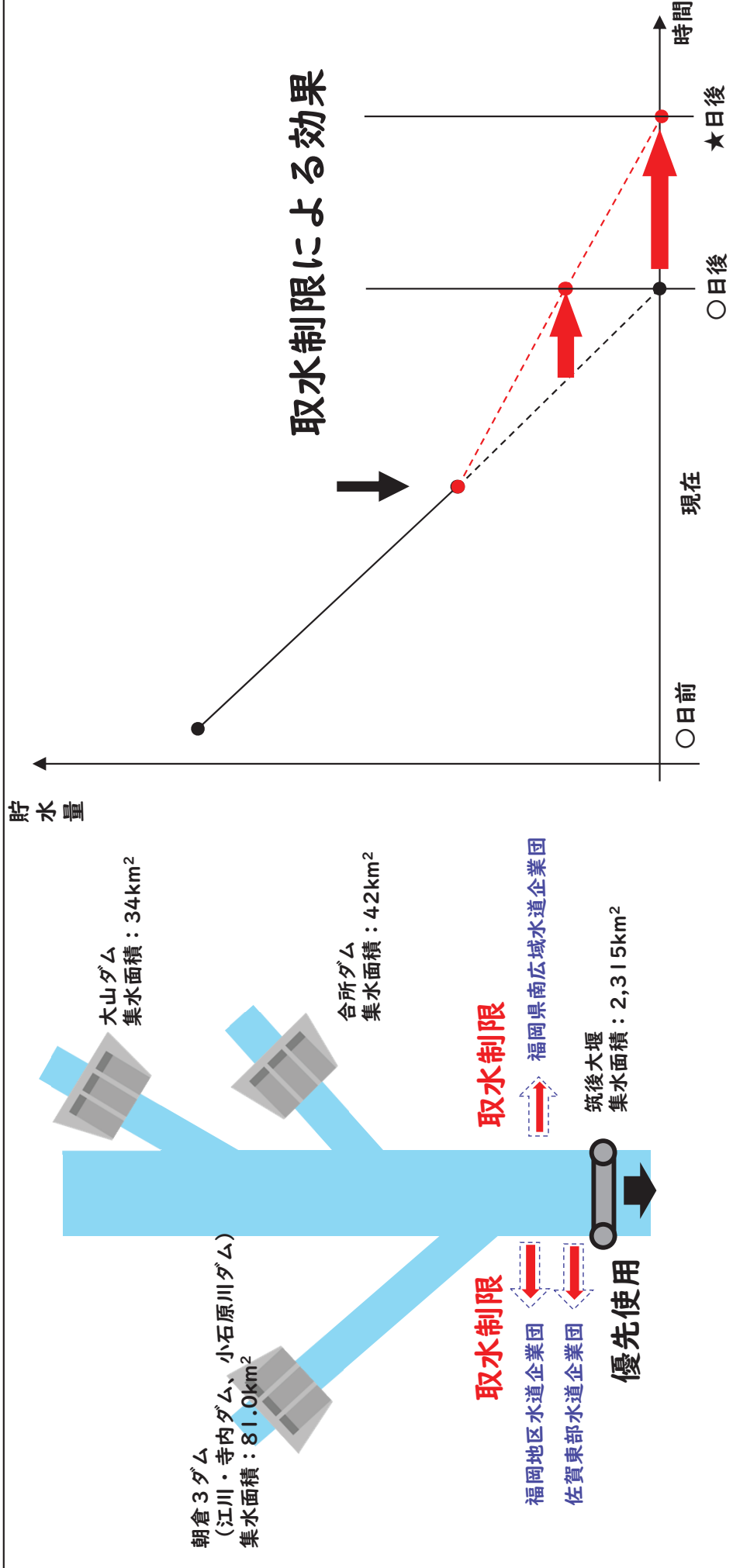


第2次渇水調整（案）について

説明参考資料

○まともった降雨が無く水源（筑後川水系の主要6施設）からの補給が続く場合、利水容量のすべてが無くなる事が予想されたため、筑後川からの取水量を制限すること、水源の延命を図る。



第2次渇水調整（案）

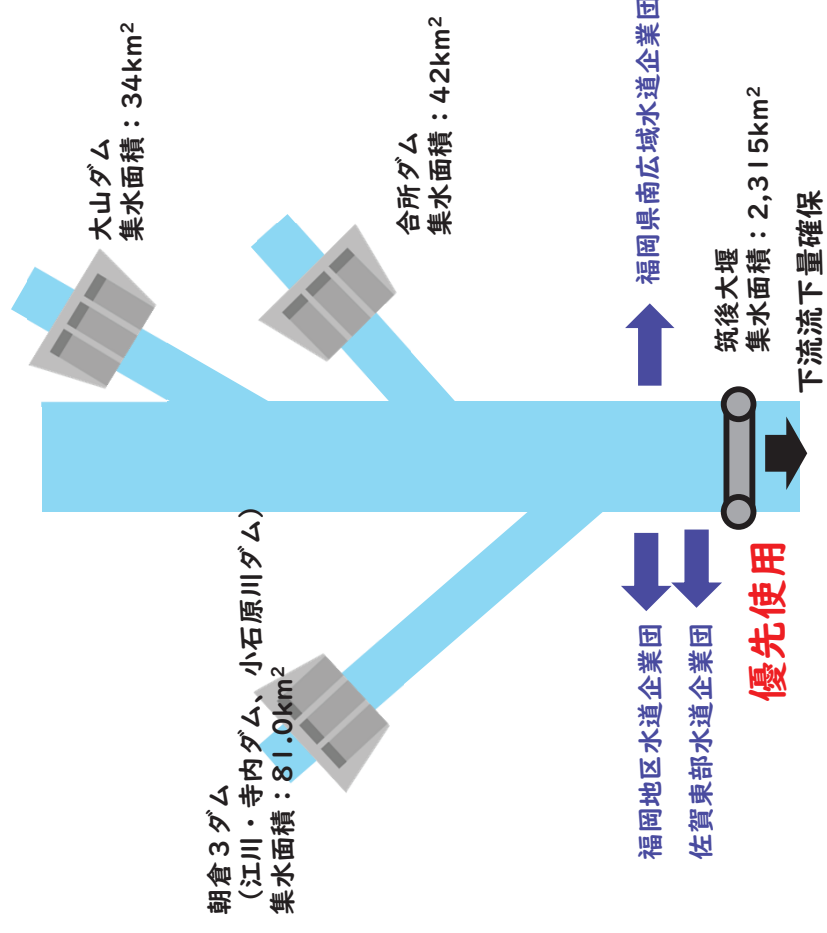
6施設の貯留水延命のため、福岡地区水道企業団は10%、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団は3%の取水制限を実施する。

第2次渇水調整（案）について

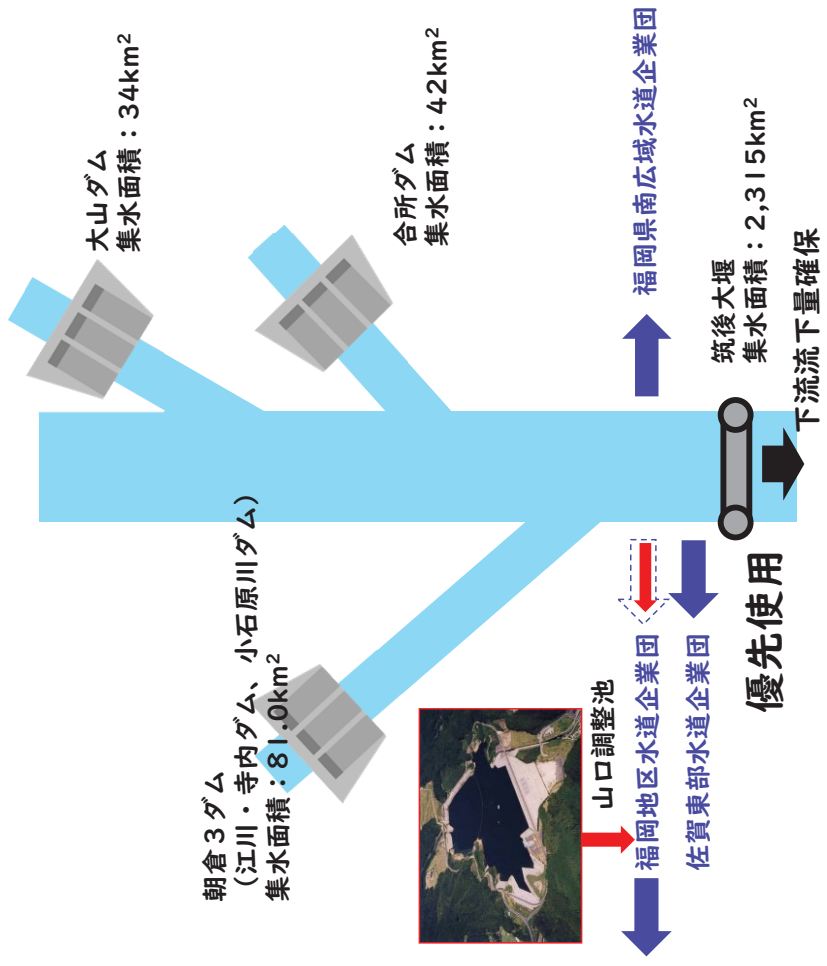
説明参考資料

○ 第1次渇水調整に加え、導水トラブル等に備えた“山口調整池”の貯留水の一部を活用することで、筑後川からの取水量を更に抑えることができ、筑後川全体の水源を延命することが可能となる。

■ 第1次渇水調整による施設の運用



■ 第2次渇水調整後の施設の運用



第2次渇水調整（案）

6 施設の貯留水延命のため、福岡地区水道企業団は、山口調整池の貯留水40万m³を使用し、筑後川からの取水量を極力少なくするものとする。